

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため  
日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の説明書

外  
務  
省

目次

|   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| 一 | 概説                                  | 一 |
| 1 | 議定書の成立経緯                            | 一 |
| 2 | 締結の意義                               | 一 |
| 二 | 議定書の主要な内容                           | 一 |
| 1 | 投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国課税の減免のための規定 | 一 |
| 2 | 条約の濫用を防止する措置に関する規定                  | 一 |
| 3 | 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定                | 二 |
| 4 | 権限のある当局間での租税に関する情報の交換のための規定         | 二 |
| 5 | 租税債権の徴収を相互に支援する（徴収共助）ための規定          | 二 |
| 三 | 議定書の実施のための国内措置                      | 二 |



## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

政府は、昭和五十八年（千九百八十三年）一月に効力を生じ、平成十一年（千九百九十九年）二月に一部改正されたスウェーデンとの間の現行の租税条約の内容を改正するため、平成二十五年（二千十三年）五月から政府間交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、同年十二月五日にストックホルムにおいて、日本側在スウェーデン森元大使とスウェーデン側ルンドホルム財務副大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

### 2 締結の意義

この議定書は、現行の租税条約の内容を部分的に改正するものである。我が国とスウェーデンとの間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徴収共助に関する規定等を設けるものである。この議定書の締結により、税務当局間の協力体制が強化されて国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処することが可能となるとともに、我が国とスウェーデンとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

## 二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文二十箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

### 1 投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国課税の減免のための規定

配当について、源泉地国での限度税率を下げることも、株式の保有割合に係る要件を改正して源泉地国免税の対象を拡大することを規定している（第六条）。また、利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）について、源泉地国免税とすることを規定している（第七条）。さらに、使用料について、源泉地国免税とすることを規定している（第八条）。

### 2 条約の濫用を防止する措置に関する規定

条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること等を規定している（第十四条）。

### 3 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定

条約の規定の適用に関する紛争の円滑な解決を図る観点から、納税者により申し立てられた課税事案を権限のある当局間の協議（相互協議）によって解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入することを規定している（第十七条）。

### 4 権限のある当局間での租税に関する情報の交換のための規定

国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処するため、情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル租税条約に沿った内容に改めることを規定している（第十八条）。

### 5 租税債権の徴収を相互に支援する（徴収共助）ための規定

国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処するため、現行の租税条約では、徴収共助の対象を条約の濫用の場合に限定しているところ、これを滞納租税債権一般に拡大するとともに、その実施のための要件、手続等を規定している（第十九条）。

## 三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。